二(二)　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町上牧字道木上ノ原一五九五、一五九六の一、一五九六の二、字戸谷一六〇八の一、一六一二、字上道木二一六八の七、昭和村大字川額字長井坂四四六九、四四七一、四四九七の一

(三)　指定の目的　土砂の流出の防備

(四)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第四百二十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町崎字ザラ谷四三四九の一、四三五二、字弓張四三五六の一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養(かんよう)

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第四百二十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県八戸市南郷区大字島守字駒峰一六の一地先から一六の三地先まで・一八の九地先・二一の七地先・二二の八地先・二三の一四地先・二四の一五地先から二四の二三地先まで・二四の二五地先(以上十二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、一五の二、二五の二、一六の一、一六の三、二二の七、二二の一二、二二の一三、二二の二一から二二の二三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び八戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第四百二十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山八六の二・一三一・一五四・一六〇の二・一六〇の三(以上五筆国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省・環境省告示第二号**

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

環境大臣　大塚　珠代

承認番号　16―46M―0001

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 株式会社インターベット<br>代表取締役社長　武本　行弘<br>大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号 |

承認を受けた第一種使用規程

| | |
|---|---|
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白質遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスHVT―NDV／F株(NDV―F, *Meleagrid herpesvirus 1* (Herpes virus of turkey, Turkey Herpesvirus, Marek's disease virus serotype 3)) |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | ①　運搬及び保管(生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有するものに限る。)<br>②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条第3項の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験(以下「治験」という。)に該当する場合は、同法第80条の2第2項に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年農林水産省令第75号)第7条に基づき作成する治験実施計画書に従った使用<br>③　医薬品医療機器等法第14条第1項に基づく承認申請書に従った使用(④に該当する行為は除く。)<br>④　接種(鶏への接種)<br>⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄<br>⑥　⑤以外の廃棄(生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄を伴う場合を含む。)<br>⑦　①～⑥に付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | ― |

**○国土交通省告示第三百号**

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日尾谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を昭和三十九年建設省告示第千三百五十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県魚津市小川寺

| | |
|---|---|
| 字日尾 | 七三三番　一号及び二号 |
| | 七三〇番　三号 |
| | 一七一一番　四号 |
| | 一七一三番　五号及び六号 |
| | 八〇二番　七号から九号まで及び十六号から十八号まで |
| | 七四五番　十号から十二号まで |
| | 一七二九番　二十号 |
| | 一七二六番一　二十一号 |
| | 七三六番　二十二号及び二十三号 |
| 字上田 | 一七〇一番　十四号及び十五号 |
| 字二ノ谷 | 八〇三番　十九号 |

富山県魚津市小川寺

九八二番　二十三号